

設置（変更）する駐車場は、一般公共の用に供するものであり、自動車（自動二輪を含む）の駐車スペースの合計面積が500㎡以上ですか？

はい

いいえ

駐車料金を徴収しますか？

届出は不要です。

はい

いいえ

設置場所は都市計画区域内
ですか？

届出は不要ですが、駐車場法施行令
に定められた構造基準に適合させる
必要があります。

いいえ

はい

道路の付属物や公園施設である駐車場、建築物及び
建築物に付属する駐車場ですか？

はい

いいえ

(1)バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場設置
(変更) 届出の必要があります。

※駐車場法に基づく路外駐車場設置（変更）届出は
不要ですが、駐車場法施行令に定められた構造基準に
適合させる必要があります。

道路の付属物や公園施設である駐車場、建築物及び
建築物に付属する駐車場ですか？

はい

いいえ

(2)駐車場法に基づく路外駐車場設置（変更）届出
の必要があります。

また、供用開始後10日以内に**管理規定の届出**を行う
必要があります。

(3)駐車場法に基づく路外駐車場設置（変更）届出とバリアフリー新法に
基づく特定路外駐車場設置（変更）届出の必要があります。
また、供用開始後10日以内に**管理規定の届出**を行う必要があります。